チェックリスト

＜3. 昭和通2丁目地区地区計画＞

■制限事項　凡例：「法」=建築基準法、「令」=建築基準法施行令　（参考）当初告示日：1992.12.22、建築条例当初施行日：1993.4.1

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目下線：条例化 | 制限の内容 | 届出内容（自己チェック欄） | 処理欄 |
| 建築物等の用途制限 | 法別表第2中次に掲げる建築物は建築してはならない。1. 住宅 [(い)項第1号]
2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 [(い)項第3号]
3. 工場（政令＝令130条の6で定めるものを除く。）

[(に)項第2号]1. 自動車教習所 [(に)項第5号]
2. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 [(に)項第6号]
3. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの [(ほ)項第2号]
4. 倉庫業を営む倉庫 [(へ)項第5号]
5. 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令＝令130条の9の3で定めるもの [(り)項第3号]

ただし、市長が商業その他の業務の利便を害するおそれがないと認めて許可した場合はこの限りでない。（条例で規定） | 用途□兼用住宅□事務所□店舗□その他　　　　　　　　　　 | 適・否 |
| 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 | 建築物の形態並びに屋根及び外壁の意匠は、周辺の景観と調和のとれたものとする。（参考色彩基準）基調となる色彩（建築物）30m以下の部分 R・YR・Y系 明度：指定なし 彩度：5以下その他 明度：5以上 彩度：3以下無彩色 指定なし30mを超える部分 R・YR・Y系 明度：6以上 彩度：3以下その他 明度：7以上 彩度：2以下無彩色 　　　 明度：7以上 | マンセル値　例：7.5YR6/4（屋根）　　　　　　　　　（　　　　）　　　　　　　　　（　　　　）マンセル値不明、その他の場合□参考色彩基準に準じた意匠とし、その他下記のとおり配慮します。（配慮事項）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 適・否 |

以上、届出内容について　□適合　□不適合(指導済)　として処理